# 議案第42号

瑞穂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例

上記の議案を提出する。

令和6年3月22日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

## (提案理由)

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞穂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年条例 第8号)の一部を次のように改正する。 第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第32条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10)指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 (11)前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を 記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)」を削る。

第 4 5 条 第 1 項 中 「 当 該 指 定 介 護 予 防 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 事 業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている 場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準条例 第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事 業所をいう。以下同じ。)の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事 業者(指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指 定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。)が、 指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例 第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。 以下同じ。)、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人 員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以 下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指 定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(指 定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業 者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行って いるときは、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115 条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項 第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)」を「他の事 業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等 の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3)介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
  - 第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第3号及び第5号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する 指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条中「若しくは」を「又は」に改め、「これらの事業所、 施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定 に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を 満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
- (1)利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が 相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確

保していること。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合 等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行 った市町村長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を 「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」 に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
  - (重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正

後の瑞穂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第32条第3項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

瑞穂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護 予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

#### 新旧対照表

新

目次 略

第1章 略

第2章 略

第1節 略

第2節 略

第1款 単独型指定介護予防認知 症対応型通所介護及び併 設型指定介護予防認知症 対応型通所介護

第5条 略

(管理者)

2 略

第7条 略

第2款 共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護

第8条 略

(利用定員等)

第9条 略

目次 略

第1章 略

第2章 略

第1節 略

第2節 略

第1款 単独型指定介護予防認知 症対応型通所介護及び併 設型指定介護予防認知症 対応型通所介護

第5条 略

(管理者)

第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がないときは、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 略

第7条 略

第2款 共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護

第8条 略

(利用定員等)

第9条 略

- 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第 1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、 指定地域密着型サービス(法第42条の2第1 項に規定する指定地域密着型サービスをい う。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に 規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定 介護予防サービス(法第53条第1項に規定す る指定介護予防サービスをいう。)、指定地 域密着型介護予防サービス若しくは指定介 護予防支援(法第58条第1項に規定する指定 介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険 施設(法第8条第25項に規定する介護保険施 設をいう。) 若しくは健康保険法等の一部を 改正する法律(平成18年法律第83号)第26条 の規定による改正前の法第48条第1項第3号 に規定する指定介護療養型医療施設
  - \_\_\_\_の運営(第44条第7項及び第70条第9項 において「指定居宅サービス事業等」とい う。)について、3年以上の経験を有する者 でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業者は、共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護事業所ごとに専らその職 務に従事する常勤の管理者を置かなければ ならない。ただし、共用型指定介護予防認 知症対応型通所介護事業所の管理上支障が ない場合は、当該共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護事業所の他の職務に従事 し、又は\_\_\_\_\_\_\_他の事業所、施 設等の職務に従事することができるものと する。この場合において、共用型指定介護 予防認知症対応型通所介護事業所の管理上 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介 護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第 1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、 指定地域密着型サービス(法第42条の2第1 項に規定する指定地域密着型サービスをい う。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に 規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定 介護予防サービス(法第53条第1項に規定す る指定介護予防サービスをいう。)、指定地 域密着型介護予防サービス若しくは指定介 護予防支援(法第58条第1項に規定する指定 介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険 施設(法第8条第25項に規定する介護保険施 設をいう。) 若しくは指定介護療養型医療施 設(健康保険法等の一部を改正する法律(平 成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の 規定によりなおその効力を有するものとさ れた同法第26条の規定による改正前の法第 48条第1項第3号に規定する指定介護療養型 医療施設をいう。第44条第6項において同 じ。)の運営(第44条第7項及び第70条第9項 において「指定居宅サービス事業等」とい う。)について、3年以上の経験を有する者 でなければならない。

(管理者)

第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業者は、共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護事業所ごとに専らその職 務に従事する常勤の管理者を置かなければ ならない。ただし、共用型指定介護予防認 知症対応型通所介護事業所の管理上支障が ない場合は、当該共用型指定介護予防認知 症対応型通所介護事業所の他の職務に従事 し、又は同一敷地内にある他の事業所、施 設等の職務に従事することができるものと する。この場合において、共用型指定介護 予防認知症対応型通所介護事業所の管理上 支障がないときは、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、\_\_\_\_\_\_他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

第3節 運営に関する基準

第11条から第31条 略

(掲示)

- 第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、指定介護予防認知症対応型通所 介護事業所の見やすい場所に、運営規程の 概要、介護予防認知症対応型通所介護従業 者の勤務の体制その他の利用申込者のサー ビスの選択に資すると認められる重要事項 (以下この条において単に「重要事項」とい う。)を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前</u>項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業 者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第33条から第39条 略

(記録の整備)

第40条 略

- 2 略
  - (1) 略
  - (2) 第21条第2項<u>の規定による</u>提供した具体 的なサービスの内容等の記録
  - (3)第42条第11号の規定による身体的拘束 その他利用者の行動を制限する行為(以

支障がないときは、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 略

第3節 運営に関する基準 第11条から第31条 略

(掲示)

第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者は、指定介護予防認知症対応型通所 介護事業所の見やすい場所に、運営規程の 概要、介護予防認知症対応型通所介護従業 者の勤務の体制その他の利用申込者のサー ビスの選択に資すると認められる重要事項

を掲示しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同</u>項の規定による掲示に代えることができる。

第33条から第39条 略

(記録の整備)

第40条 略

- 2 略
  - (1) 略
  - (2)第21条第2項<u>に規定する</u>提供した具体 的なサービスの内容等の記録

下「身体的拘束等」という。)の態様及び 時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由の記録

- (4) 第24条<u>の規定による</u>町への通知に係る 記録
- (5) 第36条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等 の記録
- (6) 第37条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及 び事故に際して採った処置についての記 録

## (7) 略

第4節 介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準

#### 第41条 略

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

#### 第42条 略

- (1)から(9) 略
- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の 提供に当たっては、当該利用者又は他の 利用者等の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘 束等を行ってはならない。
- (11)前号の身体的拘束等を行う場合には、 その態様及び時間、その際の利用者の心 身の状況並びに緊急やむを得ない理由を 記録しなければならない。
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 第1号から<u>第14号</u>までの規定は、前号に 規定する介護予防認知症対応型通所介護 計画の変更について準用する。

第3章 略

- (3)第24条<u>に規定する</u>町への通知に係る 記録
- (4)第36条第2項<u>に規定する</u> 苦情の内容等 の記録
- (5) 第37条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及 び事故に際して採った処置についての記 録

## (6) 略

第4節 介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準

#### 第41条 略

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

#### 第42条 略

(1)から(9) 略

- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 第1号から<u>第12号</u>までの規定は、前号に 規定する介護予防認知症対応型通所介護 計画の変更について準用する。

第3章 略

第1節 略

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第44条 略

2から5 略

6 略

当該指定介	指定認知症対応型共	介護職
護予防小規	同生活介護事業所、指	員
模多機能型	定地域密着型特定施	
居宅介護事	設、指定地域密着型介	
業所に中欄	護老人福祉施設、指定	
に掲げる施	介護老人福祉施設、介	
設等のいず	護老人保健施設	
れかが併設		
されている		
場合		
	又は介護医療院	
略	略	略

7から13 略

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事 する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所の管理上支障がないとき は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業所の他の職務に従事し、又は他の 事業所、施設等の職務 第1節 略

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第44条 略

2から5 略

6 略

当該指定介	指定認知症対応型共	介護職
護予防小規	同生活介護事業所、指	員
模多機能型	定地域密着型特定施	
居宅介護事	設、指定地域密着型介	
業所に中欄	護老人福祉施設、指定	
に掲げる施	介護老人福祉施設、介	
設等のいず	護老人保健施設、指定	
れかが併設	介護療養型医療施設	
されている	(医療法(昭和23年法	
場合	律第205号)第7条第2	
	項第4号に規定する療	
	養病床を有する診療	
	所であるものに限	
	<u>る。)</u> 又は介護医療院	
略	略	略

7から13 略

(管理者)

第45条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事 する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、指定介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所の管理上支障がないとき は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>当該</u> 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所に併設する前条第6項の表の当該指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業 所に併設する前条第6項の表の当該指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中 欄に掲げる施設等のいずれかが併設されて いる場合の項の中欄に掲げる施設等の職

-				
-				
-				
-				
	に従事するこ			
とがて	<b>ごきるものとする。</b>			
2及び3 略				
第46条	略			
	第3節 略			
	第4節 運営に関する基準			
第49条から第52条 略				
(身体的拘束等の禁止)				
第53条	第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介			
護事業者は、指定介護予防小規模多機能型				
居宅介	↑護の提供に当たっては、当該利用者			

務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サ ービス基準条例第6条第1項に規定する指定 定期巡回·随時对応型訪問介護看護事業所 をいう。以下同じ。)の職務(当該指定定期 巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係 る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業者(指定地域密着型サービス基準条例 第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時 対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同 じ。)が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指 定地域密着型サービス基準条例第47条第1 項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業 者をいう。以下同じ。)、指定訪問介護事業 者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備 及び運営に関する基準(平成11年厚生省令 第37号。以下「指定居宅サービス等基準」 という。)第5条第1項に規定する指定訪問介 護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問 看護事業者(指定居宅サービス等基準第60 条第1項に規定する指定訪問看護事業者を いう。以下同じ。)の指定を併せて受け、一 体的な運営を行っているときは、これらの 事業に係る職務を含む。)若しくは法第115 条の45第1項に規定する介護予防・日常生活 支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1 号介護予防支援事業を除く。)に従事するこ とができるものとする。

2及び3 略

第46条 略

第3節 略

第4節 運営に関する基準

第49条から第52条 略

(身体的拘束等の禁止)

第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介 護事業者は、指定介護予防小規模多機能型 居宅介護の提供に当たっては、当該利用者 又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体</u>的拘束等

を行って

はならない。

#### 2 略

- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1)身体的拘束等の適正化のための対策を 検討する委員会(テレビ電話装置等を活 用して行うことができるものとする。)を 3月に1回以上開催するとともに、その結 果について、介護職員その他の従業者に 周知徹底を図ること。
  - (2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3)介護職員その他の従業者に対し、身体的 拘束等の適正化のための研修を定期的に 実施すること。
- 第54条から第63条 略

(利用者の安全並びに介護サービスの質の 確保及び職員の負担軽減に資する方策を検 討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業所における業務の効 率化、介護サービスの質の向上その他の生 産性の向上に資する取組の促進を図るた め、当該指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業所における利用者の安全並びに介 護サービスの質の確保及び職員の負担軽減 に資する方策を検討するための委員会(テ レビ電話装置等を活用して行うことができ るものとする。)を定期的に開催しなければ ならない。 又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)</u>を行ってはならない。

2 略

第54条から第63条 略

(記録の整備)

第64条 略

2 略

- (1)(2) 略
- (3) 次条において準用する第21条第2項<u>の規</u> <u>定による</u>提供した具体的なサービスの内 容等の記録
- (4) 略
- (5) 次条において準用する第24条<u>の規定に</u> よる町への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第36条第2項<u>の規</u> 定による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第37条第2項<u>の規</u> <u>定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 略

第65条 略

第5節 略

第4章 略

第1節 略

第2節 人員に関する基準

第71条 略

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、共同生活住居ごとに専らそ の職務に従事する常勤の管理者を置かなけ ればならない。ただし、共同生活住居の管 理上支障がないときは、当該共同生活住居 の他の職務に従事し、又は

他の事業所、施設等

の職務に

従事することができるものとする。

2及び3 略

第73条 略

第3節 略

(記録の整備)

第64条 略

2 略

- (1)(2) 略
- (3)次条において準用する第21条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 略
- (5)次条において準用する第24条<u>に規定す</u>る 町への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第36条第2項<u>に規</u> 定する 苦情の内容等の記録
- (7)次条において準用する第37条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 略

第65条 略

第5節 略

第4章 略

第1節 略

第2節 人員に関する基準

第71条 略

(管理者)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業者は、共同生活住居ごとに専らそ の職務に従事する常勤の管理者を置かなけ ればならない。ただし、共同生活住居の管 理上支障がないときは、当該共同生活住居 の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にあ</u> <u>る</u>他の事業所、施設等<u>若しくは併設する指</u> <u>定小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に 従事することができるものとする。

2及び3 略

第73条 略

第3節 略

第4節 運営に関する基準

第75条から第78条 略

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、

业

該共同生活住居の管理上支障がないとき は、この限りでない。

第80条から第82条 略

(協力医療機関等)

第83条 略

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業者は、前項の規定に基づき協力医療機 関を定めるに当たっては、次に掲げる要件 を満たす協力医療機関を定めるように努め なければならない。
  - (1)利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業者は、1年に1回以上、協力医療機関と の間で、利用者の病状が急変した場合等の 対応を確認するとともに、協力医療機関の 名称等を、当該指定介護予防認知症対応型

第4節 運営に関する基準

第75条から第78条 略

(管理者による管理)

第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス<u>若しくは</u>地域密着型介護予防部知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がないときは、この限りでない。

第80条から第82条 略

(協力医療機関等)

第83条 略

<u>共同生活介護事業者に係る指定を行った市</u> 町村長に届け出なければならない。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業者は、感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律(平成10年法律 第114号)第6条第17項に規定する第2種協定 指定医療機関(次項において「第2種協定指 定医療機関」という。)との間で、新興感染 症(同条第7項に規定する新型インフルエン ザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染 症又は同条第9項に規定する新感染症をい う。次項において同じ。)の発生時等の対応 を取り決めるように努めなければならな い。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業者は、利用者が協力医療機関その他の 医療機関に入院した後に、当該利用者の病 状が軽快し、退院が可能となった場合にお いては、再び当該指定介護予防認知症対応 型共同生活介護事業所に速やかに入居させ ることができるように努めなければならな い。
- <u>7</u> 略
- <u>8</u> 略

第84条 略

(記録の整備)

第85条 略

- 2 略
  - (1) 略
  - (2) 第76条第2項の規定による提供した具体

- <u>2</u> 略
- <u>3</u> 略

第84条 略

(記録の整備)

第85条 略

- 2 略
  - (1) 略
  - (2)第76条第2項に規定する 提供した具体

的なサービスの内容等の記録

- (3)第78条第2項<u>の規定による</u>身体的拘束等 の態様及び時間、その際の利用者の心身 の状況並びに緊急やむを得ない理由の記 録
- (4) 次条において準用する第24条<u>の規定に</u> よる町への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第36条第2項<u>の規</u> 定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第37条第2項<u>の規</u> <u>定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 略

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、 第23条、第24条、第26条、第28条の2、第3 1条から第34条まで、第36条から第39条まで (第37条第4項及び第39条第5項を除く。)、 第56条、第59条、第61条及び第63条の2の規 定は、指定介護予防認知症対応型共同生活 介護の事業について準用する。この場合に おいて、第11条第1項中「第27条に規定する 運営規程」とあるのは「第80条に規定する 重要事項に関する規程 と、同項、第28条 の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第 32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号 中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」 とあるのは「介護従業者」と、第26条第2 項中「この節」とあるのは「第4章第4節」 と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型 通所介護について知見を有する者」とある のは「介護予防認知症対応型共同生活介護 について知見を有する者」と、「6月」とあ るのは「2月」と、第56条中「介護予防小規 模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介 護従業者」と、第59条中「指定介護予防小 規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは 的なサービスの内容等の記録

- (3)第78条第2項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4)次条において準用する第24条<u>に規定す</u> る 町への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第36条第2項<u>に規</u> 定する 苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第37条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 略

(準用)

第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、 第23条、第24条、第26条、第28条の2、第3 1条から第34条まで、第36条から第39条まで (第37条第4項及び第39条第5項を除く。)、 第56条、第59条及び第61条 の規 定は、指定介護予防認知症対応型共同生活 介護の事業について準用する。この場合に おいて、第11条第1項中「第27条に規定する 運営規程」とあるのは「第80条に規定する 重要事項に関する規程 | と、同項、第28条 の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第 32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号 中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」 とあるのは「介護従業者」と、第26条第2 項中「この節」とあるのは「第4章第4節」 と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型 通所介護について知見を有する者」とある のは「介護予防認知症対応型共同生活介護 について知見を有する者」と、「6月」とあ るのは「2月」と、第56条中「介護予防小規 模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介 護従業者」と、第59条中「指定介護予防小 規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは

「指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業者」と読み替えるものとする。

第5節 略

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日 までの間は、改正後の瑞穂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第32条第3項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和7年3月31日 までの間は、新地域密着型介護予防サービ ス基準条例第53条第3項の規定の適用につ いては、これらの規定中「講じなければ」 とあるのは、「講じるよう努めなければ」 とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の 確保及び職員の負担軽減に資する方策を検 討するための委員会の設置に係る経過措 置)

4 この条例の施行の日から令和9年3月31日 までの間は、新地域密着型介護予防サービ ス基準条例第63条の2(新地域密着型介護予 「指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業者」と読み替えるものとする。

第5節 略

防サービス基準条例第86条において準用す	
る場合を含む。)の規定の適用については、	
- これらの規定中「しなければ」とあるのは、	
- 「するよう努めなければ」とする。	